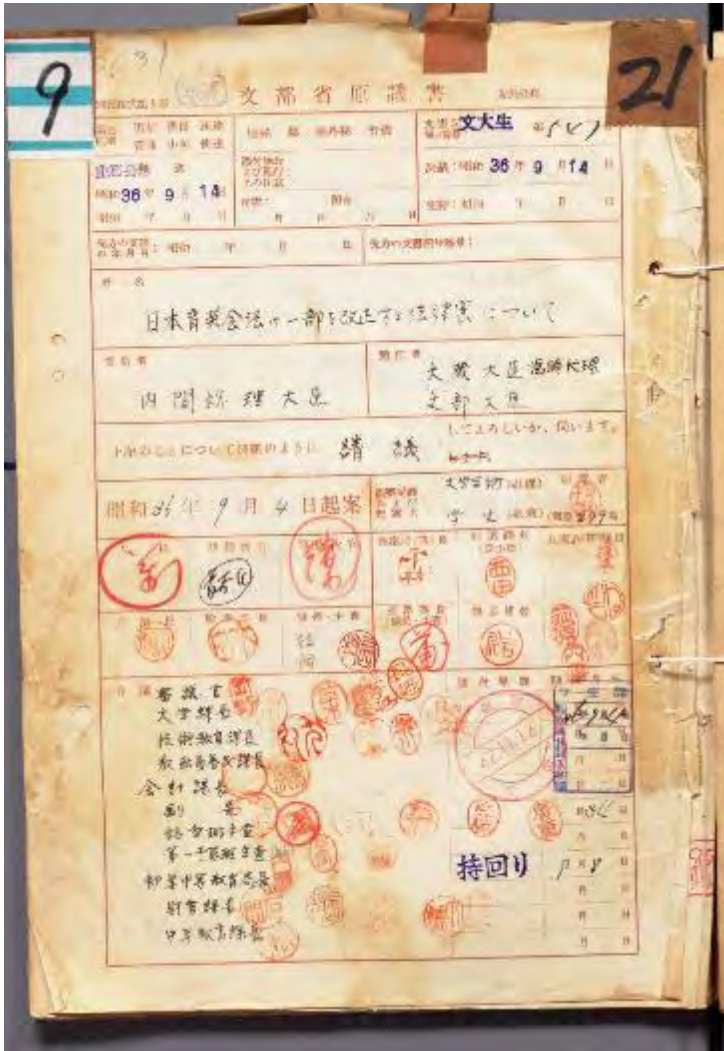


○「日本育英会法の一部を改正する法律案について」(平 22 文科 01063100)



文 部 省

案

文部省 号  
昭和 年 月 日

説明書 文部事務官 木田 宏  
前 西田 寛久

内閣総理大臣 池田 勇人 親

文部大臣 荒木 萬壽夫  
文部事務官 木田 宏

請 議

日本育英会法の一部を改正する法律を制定する必要が

あるので、別紙法律案及び理由書を添えて閣議

を求めます。

1. 本法案は前国会において考査文教委員会  
より委員報告の通り修正された。審議打  
付。 (審議文教委員同僚会第一号議案第一号  
中会物100)
2. 了。 養育費料の上より前国会で成立した  
「学校教育法の一部を改正する法律(別紙法律  
案)の整理に關する法律」(昭和 23. 11. 11 法律  
第 111 号) 日本育英会法の前国会の一部改正の件  
を前提として前提の一部改正の件。
3. 又この 今回提出のこの法案は、以上の  
2案を修正の事とし、原案とした。  
74. 11. 11 法律第 111 号中「種別ニシテ高等学校」と  
「種別ニシテ中等学校、高等学校」との間に前国会法律  
案委員報告修正の件(別紙) 併  
す。 高等学校の設置を附して附則とし、昭和 23 年  
法律第 111 号中「改正」を改正した。
4. 本件については、文部省事務官の法律案に別  
添紙案として共同附録・準備を添付した。

19 年 11 月 11 日 (特)	文部省議	提出予定
19 年 12 月 11 日 (特)	閣議	

公文書  
印

日本育英会法の一部を改正する法律案要綱

一、貸与金の返還を免除される職の範囲を改めること。(第十六条ノ

四 第一項及び第二項改正)

(1) 大学における貸与金の返還を免除される職に、(高等)高等学校、(高等)大学、(高等)その他の施設(高等)の教育の職を加える。

(2) 大学院における貸与金の返還を免除される職に、(中等)高等学校、(中等)及(高等)高等専門学校(中等)の教育の職を加える。

二、日本育英会の業務の方法中貸与金の回収に関するものは、主務大臣の定めるところによるものとする。 (第二十四条改正)

三、(中等)当分の間、(中等)大学、(中等)大学院(中等)で(中等)学費の貸与を受けた者が、(中等)神職の教育又は研究の職についた場合も、その貸与金の返還を免除することができるとすること。(附則第三十六条ノ二)





四 当分の間、貸与金の返還免除については、国立工業教員養成所を  
大学と同じ取り扱いとすること。(附則第三十六条ノ三)  
英 この法律は、公布の日から施行することとし、改正後の貸与金の  
返還免除に関する規定は、この法律の施行の期日に在学する者に対  
する貸与金についても適用することとする。(附則一項、二項)

日本育英会法の一部を改正する法律(案)

日本育英会法(昭和十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具<sup>(失、立、学、費、門、限、後)</sup>癡瘖ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタル  
トキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得  
前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学<sup>(失、立、学、費、門、限、後)</sup>於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者可修業後一定年数以上  
上継続シテ小学校、中学校、<sup>(高等)</sup>高等学校、<sup>(高等)</sup>大学員ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ  
定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得大学院ニ於テ学資ノ貸与  
ヲ受ケタル者可修業後一定年数以上継続シテ<sup>(高等)</sup>高等学校、<sup>(高等)</sup>大学員ノ他ノ施設ノ教育又ハ研究ノ職  
ニ在リタルトキ亦同シ

第二十四条第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定ニ依ル貸与金ノ回収ニ関スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス

附則中第三十六條の次に次の二條を加ふる。

第三十六條ノ二 当分ノ開大学<sup>〔第八〕</sup>及<sup>〔第九〕</sup>大学院<sup>〔第十〕</sup>ノ貸与ヲ受テタル者<sup>〔第十一〕</sup>修業後一定年數以上

継続シテ<sup>〔第十二〕</sup>佐賀縣長及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ<sup>〔第十三〕</sup>西田縣長<sup>〔第十四〕</sup>大東縣長ヲ含ム<sup>〔第十五〕</sup>ニ於ケル第十

六條ノ四條二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ

依リ其ノ者<sup>〔第十六〕</sup>同項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト爲セシ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十六條ノ二 当分ノ開第十六條ノ四條二項及前條中「大学」トアルハ「<sup>〔第十七〕</sup>国立工業教員養成

所ヲ含ム<sup>〔第十八〕</sup>」ト読替フルモノトス

附 則



1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六條ノ四條二項及び附則第三十六條ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学又は大学院に在學する者<sup>〔第十九〕</sup>に對シその在學期間中に貸与した貸与金についても、適用する。

理由  
日本育英会の貸与金の返還を免除される職の範囲を改めるとともに、貸与金の回収について定  
める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参照条文 (日本育英会法の一部を改正する法律案)  
○日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)抄  
第一条 日本育英会へ奨学ナル生徒ニシテ経済的理由ニ因リ修学困  
難ナルモノニ対シ学費ノ貸与其ノ他之ガ育英上必要ナル業務ヲ行  
ヒ以テ国庫有用ノ人材ヲ育成スルコトヲ目的トス  
日本育英会ハ法人トス  
第十六条 日本育英会ハ左ノ業務ヲ行フ  
一 学費ノ貸与  
二 学費ノ貸与ヲ受クル生徒ノ輔導  
三 修学上必要ナル施設ノ設置及経営  
四 前各号ノ業務ニ附帯スル業務  
日本育英会ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務ノ外其ノ目

※以下、条文の参考資料が続くも省略。



「法律案等作成経過に関する資料等の引継ぎについて」の目次に沿った構成

文 部 省

日本育英会法の一部を改正する法律案  
作成経過 目次

(本法案は第3回国会に提出された)

1. 児童福祉施設の利用に対する日本育英会の優待等の免除について (厚生省より諮問)	
2. 本法案 (含み教育研究の進捗報告書) 36.4.14	
3. 法律案(原案) 36.10.27 / 内閣府 36.2.27 / 閣議 36.2.27	
4. 同法律案の経過 (内閣府) 36.2.6	
5. 法律案の経過 (内閣府) 36.2.9	
6. 貴院の取組等 (閣議) 36.3.6	
7. 法律案	4.2.11
8. 閣議議案	4.3.23
9. 国会答弁資料	4.3.
10. 法律案の経過	4.4.10
11. 法律案の審議経過	
(注) 1. 本法案は第3回国会に提出されたが、第3回国会に成立し、	
2. 本法案は、第3回国会に提出されたが、第3回国会に成立し、法律案も政府案として納められた。	

資 料

37 35  
1 12

日本育英会法、同施行令の一部改正

11

国立公文書館	
分類	文部科学省
分類	平成21年度
採集番号	3D
採集番号	5
採集番号	310

○「日本育英会法、同施行令の一部改正」(平 21 文科 00310100)

口頭でのやり取りなど資料が残らなかった場合も事実関係を記載している。

(1) 会議に提出した法案は資料3のとおりであり、何らの修正もつけていない。(35.2.2)

(2) 審議室に提出した案も同様資料3のとおりであり、字句表現法について修正があった。(資料4のとおり)(2.2-2.5)

(3) 関係局課との調整、連絡委員会、老練の意見等本省における調整決定の経緯

(3) 初等中等教育局特別教育主任官と、特別教育における登壇を避ける免除条とする事について協議したが、同意しないことになった。(口頭審議)

(2) 連絡委員会には、資料4の法案を提出したが、(2.5)字句に問題があつて(学校等の名称をそのまゝ法文に記さないこととした。)2月9日資料5の法案を提出し、承認された。

(3) 省廳において、資料6を提出要綱の二稿の案を修正の上(資料6-2のとおり)承認された。(2.9)

(4) 字句および表現方法に若干の修正をうけたが、本省において実質的な修正はつけていない。

(6) 関係省庁との折衝経過(動議、意見、修正等)

(3) 厚生省児童局から、資料2のとおり、児童福祉施設職員(保育所職員を除く。)を小、中学校の教諭と同様に日本育英会の奨学金を免除するよう要求があつたが、結局資料7(「2厚生省関係」)の印の處について大臣省と致令作成の要協議することになった。

赤マルはその資料が簿冊に綴られているもの

調整経過を記した記録が作成され、綴られている資料との対照ができるようになっている。

オノミヨ子委員会提出  
日本育英会法の一部を改正する法律案  
(昭和26年3月27日提出)作成経過に於ける資料  
大学学術局学生課

1. 法律案に關する各関係局の動議、審議等  
\* 1

(2) 法律案に關する関係各官庁、民間団体その他からの意見、陳情、請願その他

(3) 厚生省児童局長から資料7および資料8)のような陳情があつた。(35.1.21)

(2) 労働省職業訓練部より、職業訓練所を日本育英会の奨学金の免除条の施設に指定するよう陳情があつた。(35.3.7閣議電報にて返答)

(3) 發祥政府その他仲絶り関係団体から、日本育英会法を仲絶りにも適用するよう再三陳情、申入れがあつた。(昭和33年頃から)

(4) 全国教育研究所選定から遠慮免除範圍の拡大について陳情があつた。(資料2-2のとおり)(36.4.4)

(3) 所管課における案文作成の経緯原稿(資料3)のとおり

4. 所管局における法案についての修正その他法案決定の経過



な し (企業家 文芸研究会・宗廟文藝部会・政界会・同  
好会とも在野正通派)

2 問題提出案 資料9のとおり

1.0 国会提出案 資料9と同じ

(1) 国会資料

(資料10)のとおり

(2) 国会各派の経過 (議員会の主要派系・修正・公明会・付帯決議等)

(a) 議案の主要派系

本法案は野党先相であり、同派文藝部員会に会す付託されたが、

そのほか主要派系は増えつつありのとおりである。

(b) 賛否を免除する際の範囲を決定する理由

(c) 日本の学芸事情を海外国と同程度とすべきではないか。

(d) 中学校的の程度について高等学校と同様、大学院における賛  
否の差を免除すべきである。

(e) 大学における賛否の差を免除を処置型にまで拡大すべきで  
ある。

(f) 大学および大学院の両方における賛否の差を免除される  
範囲については、その両方を免除すべきである。

(g) この法案については、従前日本育英会からの賛否をうけた若者  
会に適用すべきである。

(以上(2)について、(資料11および12)のように社会党修正

(36.2.5-36.3.15)

(a) 労働者職業訓練法から労働訓練所指導員を高等学校教員と同様  
に日本育英会の奨学金を免除するよう要求があつたが、金額時期  
尚早として見送ることとした。(36.3.10) (資料9の3)

(b) なお、選考委員員から、法案の国会提出後労働訓練所教育を  
大学教員と同様に奨学金を免除するよう要求があつた。

(c) 本法案については、大蔵省は、無修正で認めた。

(2) 法制局事務経過 (主要な論点、修正意見に基づく取扱い) (36.  
2.17日法制局外2部において実施)

主要論点 (資料8)の案による。) )

(a) 日本育英会法第1条の趣旨からみて、奨学金の差を免除する  
のはおかしくはないか。(すでに29年法の法律改正において認め  
ている以上でむえなない。)

(b) 国家有用の人材を育成しているのに対し、免除金の範囲を政  
員関係だけにしぼっているのは何故か。(教育関係において該大  
再生産に役立つものだけに限定すべきである。)

(c) 法令に委任することについて、古い形式に疑問がある。

(現行法律の体裁上やむをえない。)

(d) 単句その他の取扱を修正すべし。問題提出案(資料9)が整理  
した。

2 先例調査経過 (国会提出案、議員資料主要意見修正等)

- (2) 参議院文教委員会採決 4月25日
- (3) 参議院本会採決 4月28日
- (4) 衆議院文教委員会採決 6月7日
- (5) 6月8日公開終了により採決完了

—— 上 ——

(備考)

○印(資料・結果・採決の資料等)

の動きがあつた。)

参議院採決以外に實質的審議がなされていない。

(2) 修正

参議院文教委員会で上記1)の(1)について自民・社会両党から資料15のとおり修正案が提出され、採決された。(3.6.23)

(3) 公明会

なし

① 付帯決議

参議院文教委員会で自民・社会両党から上記1)の(1)について資料13のとおり付帯決議から提案され、採決された。

ノ2 法案に対する一般の関心(新聞論調、各界の意見)

(1) 法学会の返答が不親切のことについて、その改善に関する世論的意見が新聞を賑わせた。

(2) 日教組および日高教からは県および学区で免除金の拡大および適正適用について懸念があつた。

ノ4 法案の成立不成立の懸念

採決完了のため懸念

ノ5 成立法律の施行通知

ノ6 その他

本法案の国会における取扱いはずの通りである。

(2) 国会委員 3月25日 同日参議院文教委員会付託



2



資料(1)

260

見舞第1278号  
昭和35年12月1日



文部省大学学務局長 殿

厚生省児童局



日本育英会法施行令第5条の改正  
について(甲入れ)

日本育英会法第6条の四第1項第2号の規定により貸与金の返還を免除することを得る者としては、従来、小学校、中学校の教諭等、日本育英会法施行令第8条に認められる者に限られていたが、下記児童福祉施設及び児童福祉施設に勤務する児童指導員、保育、奨励等の職員は、学校教育法にもとづく義務教育を免除又は貸与された児童をはじめ、特殊の事情にある児童の学習指導生活指導をその任務とし、同施行令第8条所定の職にある者と同じく、取扱いかいをすることにより、将来とも人材を築め、その資質の向上をはかる必要があるため下記により格段の配慮をわづらわしめたい。

記

1. 新に免除の対象として日本育英会法施行令第8条に追加して

もらいたい。

精神薄弱児童施設 精神薄弱児童通園施設 盲児施設  
ろうあ児施設 し体不自由児施設 産婦児童施設  
養老施設 児童相談所  
の各施設に勤務する児童指導員、保育、奨励。

2. 理由

以上の各施設に勤務する児童指導員並びに保育は、同施設内において学校教育法に基づく義務教育に準ずる学習指導、生活指導を行なっていること(とくに、義務教育を免除若しくは対等された者に対しては、義務教育にかわる指導、教育を実施していること。)

3. 児童指導員、保育の数

(1) 施設関係

児童指導員は昭和34年現在171名、そのうち、新制大学並びにそれと同等以上の学力を有する者は約900名である。

大学卒は現在、約2分の1であるが制度発足当初の事情等により、止むを得ず、このような構成を示しているが漸次これを大学卒で覆めるよう努力しつつあり、おまけ全員が大学卒にする計画である。

保育は昭和34年現在4466名、そのうち大学卒並びにそ



れと同等の学力を有するものは約1,400名、全体の約3分の1であるが、児童指導員と同じ事情により、将来は、少くも3分の2は大学卒とする計画である。

なお、保母、児童指導員の資格については、

児童福祉法施行令第13条

児童福祉施設最低基準第69条

参照

医師については、その実数は把握されていないが、対象児童の特殊な事情等から、児童指導員、保母と同様の取扱いを必要とする。

児童福祉施設別専任職員数 (略34末現在)

	養護施設	精神施設	精神通園	盲児施設	ろうあ児	産児	不自由
施設数	555	112	21	32	41	27	40
児童指導員	1037	404	13	48	30	28	90
保母	2707	389	55	148	207	113	172

学歴別職員数調

学歴別	総数	小学卒	旧制中学卒	旧制専門学	旧制大学卒
		旧制高小卒 新制中学卒	新制高校卒	校卒 新制短大卒	新制大学卒
	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数
指導員	1,718	151	649	558	360
保母	4,466	327	2,760	1,338	41

(2) 相談所関係

児童相談所は、以上の施設に入る前段階として、一時保護を加える等の方法により、視察及び指導を実施しているので同様の取扱いをし、指導員については全員、保母についてはその3分の2を大学卒とするものとした。

	総数	高校以下	旧制専門 短大	新旧大学
指導員	201	139	47	15
保母	171	153	16	2

※このほか、資料2として厚生省の追加意見、全国教育研究所連盟からの陳情の写しが綴られている。

局長 および審議班提身厚  
加代 36.2.2  
審議班 36.2.2

(資料2)

日本育英会法の一部を改正する法律案 (三六・一・二三)

日本育英会法へ昭和十九年法律第三十号の一部を次のように改正す。

第四十五條

第十六条ノ四才一項オ二号中「義務教育ニ關スル教育職員」を「小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、職業学校、農林学校、園立工業講習所、少年院又ハ救護院ノ教育職員」に改める。

第十六条ノ三ニ次の一項ヲ加ふる。

此ノ法律ニ規定スルモノノ外才一項ノ資金ニ依ル日本育英会ノ職員官職ニ付必要ナル事項ハ政府ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

一 この法律は昭和二十六年四月一日から施行する。

二 改正後の日本育英会法第十六条ノ四才一項オ二号の規定は、この法律施行前に費した費手金についても適用する。

三 日本育英会法第十六条ノ四才一項オ二号又は同条オ二項の規定は、公布の間、愛知県法及び伊予県法並びに北海道二十七日以前の所轄地

5

地ハ六項法を會む。ト云いて、その中に規定する教育職員は、又ハ教育もしくは児童の教育に事せずの類もありた事ありても、適用す。

十四。

※以下、省略